

ディスカッション

3か国の医薬品流通の現状と課題への対応

日本、韓国、中国の代表による講演に続き、3か国の講演者に対する質疑応答を行った。会場からは、対外ビジネスやコールドチェーン、eコマースなどについて様々な質問が寄せられ、活発な交流が図られた。

〈回答者〉 **福神雄介** (日本：日本医薬品卸売業連合会国際委員会委員、アルフレッサ(株)執行役員)

宋 旭秋 (韓国：Samwon Pharmaceutical Co.,Ltd CEO)

顧 一民 (中国：国薬集団医薬物流有限公司副社長)

〈司会者〉 **程 俊佩** (中国医薬商業協会副秘書長)

日時：2017年5月16日(火) 11:20~11:50

会場：中国・上海虹橋錦江ホテル(元シェラトン上海虹橋ホテル) 3F 宴会ホール

●3か国の医薬品や医薬品卸について

質問 韓国は、卸業者がOTCとETC(医療用医薬品)に分かれていて、OTCが50%を占めているというが、なぜこのような分類になっているのか。中国の卸業者は細かく分かれていない。日本の超高齢化における医薬品卸のポジショニングはどうか。サプライチェーンの構築は一朝一夕でできるものではないが、シノファームのコミュニティーサービスへの対応はどうか。(司会者から)

韓国(宋) 韓国では、OTCは主に薬局、ETCは病院に供給する。韓国の薬局は規模が拡大しつつある。現在1万5000品目以上の医薬品があり、大規模な卸業者は全ての医薬品を取り扱い、主に病院、薬局と取り引きするが、限定的な卸業者は、限定された医薬品だけ販売する。また全国規模、地域規模という分類もある。ETC卸は、病院専門、薬局専門があり、両方に販売する卸業者もある。

日本(福神) これまでは、病院や薬局だけが顧客だったが、これからは、介護を提供する会社やその周辺業種もパートナーや顧客になる。高齢化は、医薬品の市場の構造を大きく変えるだろう。医療費が急速に増大することは、一方で医薬品価格の

引き下げ、医療費の抑制に向かうので、長い目で見ると、市場の縮小も考えられる。卸業者は、医療を支える立場であり、効率化や社会全体のコストの削減に取り組んでいくことで業界が良くなるのではないか。

中国(顧) 中国の高齢化はどんどん進み、現在の日本の状況は、我々の明日の状況。高齢化にはすべての会社に対策を取る必要がある。例えば、在宅医療システム、コミュニティーの医療システムなど。物流は一つのベースであり、サポートが欠かせない。卸業者として、市場のニーズに合わせ、川上から川下までの全てをカバーするサプライチェーンを構築していく必要がある。中国の将来の高齢化社会に対応するため、恐らく日本の現在のシステムに負けないサポートができるものと確信している。

●3か国の対外ビジネスについて

質問 韓国の医薬品15兆ウォンの中で、北朝鮮に輸出している部分があるか。日本の中国でのビジネスは大きくないというが、中国に大規模に進出していないということは、遠慮や心配事があるの

か。(シンガポール発展銀行のアナリスト)

韓国 15兆ウォンの中には、北朝鮮向けのものが含まれている。韓国には北朝鮮をサポートするイベントがいくつかあり、太陽政策が継続されている。卸業者同士の取引もあると思う。

日本 特に中国に遠慮しているわけではない。医薬品流通は、その国々の制度や社会と深いつながりがあるので、単に企業として歴史がある、大企業であるだけで、簡単に他の国に入っていくとは考えていない。今後は、管理システムやコールドチェーンといった技術、スペシャリティー再生医療といった新しい分野、一つの国の単位よりも大きな単位で物事を考えるようなそんな分野で参入することが考えられる。

●日本と韓国での漢方薬の割合

質問 中国の医薬品市場で、生薬、漢方薬は88%の売上を占めるが、韓国や日本での漢方薬の割合は。これからどのような展望があるか。(国薬・山西省から)

日本 日本の医療用漢方の割合は1~2%ぐらいだと思う。漢方薬のこれまでの比率に大きな変化はない。医療用で、コストや高齢者の治療に向いているということで成長する可能性はある。

韓国 韓国においては、具体的な統計はないが、知っている範囲では、漢方はそんなにたくさんは占めていないがOTCで流通している。漢方は漢医者で販売しているところが多い。

●コールドチェーンとゼロコミッション

質問 日本のコールドチェーンの仕組みは。中国の薬間のゼロコミッションは。(韓国から)

日本 日本の医薬品物流におけるコールドチェーンは、製薬企業と卸業者の両方にある。製薬企業は物流専門業者にアウトソーシングすることが多い。そうした物流専門業者がコールドチェーンを提供している。卸業者の多くは、自社でコールドチェーンを含む物流を提供しており、日々の努力、投資、研究を通じて、コールドチェーンのレベルアップに努めている。

中国 ゼロコミッションに関して、昨年、政府か



司会者と、質問に答える日本、韓国、中国の講演者

ら直接の干渉があり、業界に大きな影響を与えている。このような変化は、医療システム全体の改革になる。ゼロコミッションによってどう利益を得るかは、いかに医療コストを下げ、医療水準を上げるのがとても重要であり、大きな影響を与えるのではないか。

●韓国での過当競争について

質問 韓国では流通業者が86%を占めるとのことだが、残りの医薬品の流通は誰が。卸業者が2360社あり、国土から見ると多い。過当競争などによって市場が混乱しないか。(中国の民間医薬品卸企業)

韓国 これらは我々協会にとっても大きな課題である。14%は製薬会社が直接供給している。国内には2000社以上の卸業者があり、政府も競争者が多いと考えている。

●日本のe-コマースの割合

質問 日本の医薬流通業界の中でe-コマースの割合はどれくらいか。将来、日本の処方箋医薬品はインターネットで販売することは可能か。日本は一票制なのか、二票制なのか。今後の成長ポイントはどこにあるのか。(上海から)

日本 現在、日本で認められているe-コマースは、OTC薬品の一部だけ。電子処方箋については、一部、実験が行われており、それがe-コマースに結びつくかどうかは不明。卸業者は、製薬企業から仕入れて、直接病院や薬局に販売するので、制度として存在しないが、事実上の二票制になってい



会場をぎっしり埋めた参加者

と思う。再生医療の領域においては中国のワクチンの一票制のような取り組みが始まっている。在宅医療や再生医療など、新しい取り組みに向けて、会社の形を少しずつ変えていくことが成長戦略。市場の変化に遅れないことが、大事な戦略だと思う。

●特殊医薬品の温度管理について

質問 特殊医薬品の温度管理について、2019年PIC/SもしくはGDPを実施する予定とのことであるが、中国のコールドチェーンはGSPなどの管理の条件があるが、日本でこの基準に関しては、どの部署が制定、または実施するのか。(浙江省から)

日本 2019年に導入されるGDPは、中国がすでに導入されているものと同じ。PIC/Sは、そうした品質の管理、監督体制、査察の体制についての国際的な取り組みであり、厚生労働省を中心に議論されている。GDPだけで対応するのでは不十分で、いろいろなタイプの温度帯であるとか、品質基準、恐らくGDPよりももっと厳しいものに対応しない、新しいスペシャリティーは扱えなくなるのではないかと。

●日本の再生医療について

質問 日本における再生医療は医薬品か。

日本 日本の薬機法では、医薬品、医療機器に加えて、再生医療等製品という新しい分野ができた。再生医療は、医薬品ではないが医薬品のように流通するものとする。コールドチェーンのモニタリングは、GDP上でどこまで求められるかは、こ

れから決まる。コールドチェーンの管理ができない卸業者は、コールドチェーンの製品が扱えなくなるのではないかと。

中国 政策環境から見ると、今はもうサプライチェーンの協力の時代に入っていると思われる。以前の第三者物流は、物流と輸送にとどまるが、今はサプライチェーン全体に及ぶ。製薬企業と流通業者がサプライチェーンで協働するということであり、中国の現状に合わせて、どうサプライチェーンを協働するかが大事。このセーブシステムは、グローバル企業が共に推進しているシステムなので、とても興味を持たれている。製薬企業、卸業者も同じようにこのようなチャンスに直面する。卸業者の大小にかかわらず、サプライチェーンでそれなりの努力と試みができると思う。これからもセーブシステムみたいなサプライチェーンもたくさん現れるのではないかと。我々は、ただ一つの模範的な推進力になっていればと思っており、たくさんのシステムが現れることを歓迎している。

●医薬品のトレサビリティーについて

質問 医薬品のトレサビリティーについての法的な規定はあるか。また、医薬流通業界の中での地域のサプライチェーンについて、何か具体的なやり方があるか。

韓国 政府の要求に従い、今は強制的に毎日の流通の状況を政府に報告している。病院、薬局については、提供する義務はないが、流れとしては、病院、薬局にもこのような要求がでてくる可能性がある。

日本 日本においては、トレサビリティーを定めた法律はないが、生物由来の製品などリスクの高い製品については、卸業者、医療機関も記録の義務が課されている。アメリカのペディグリーアクト*のような法律の制定の動きは日本ではないが、販売履歴はすべて製薬企業と共有しているので、実態としてはトレサビリティーが行われている。

*ペディグリーアクト：サプライチェーン全てのトレースを義務づける米国連邦法